

生食監発 1107 第 1 号
平成 28 年 11 月 7 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 21 条の規定に基づき
都道府県知事等が実施する検査機関の指定等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。以下「整備法」という。）により食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成 29 年 4 月 1 日付けで施行されます。

これに伴い、整備法による改正後の法第 21 条の規定に基づき都道府県知事等が実施する検査機関の指定等の事務について、平成 29 年 4 月 1 日から「検査機関の指定等に関する事務取扱要領」（別添）のとおり運用することとしますので、御留意いただくようお願いいたします。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

なお、平成 29 年 3 月 31 日をもって「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条の規定に基づき厚生大臣が指定する検査機関の指定等について」（平成 4 年 1 月 24 日付け衛乳第 7 号）については廃止しますので、御了知いただくようお願いいたします。

検査機関の指定等に関する事務取扱要領

第1 指定申請等に関する事項

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年6月29日法律第70号。以下「法」という。）に基づく検査機関の指定に係る申請等は、食鳥検査の指定を予定する都道府県知事等（都道府県知事、保健所設置市の市長又は特別区の区長をいう。以下同じ。）に行うこと。複数の都道府県等で食鳥検査の業務を行う場合にあつては、それぞれの都道府県知事等に申請等を行うこと。

第2 指定申請書の整備に関する事項

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号。以下「規則」という。）第34条に規定する添付書類は、次のとおり作成されていること。

- 1 財産目録及び貸借対照表については、平成20年4月11日付け内閣府公益認定等委員会による公益法人会計基準に定める様式に準じること。
- 2 事業計画書及び収支予算書については、食鳥検査以外の業務を行う場合は、当該業務に係るもの及び食鳥検査に係るものに分けて、それぞれ記載されているものであること。
- 3 申請に係る意思の決定を証する書類については、法人の意思決定機関の議事録とすること。
- 4 役員の名、住所及び略歴を記載した書類については、氏名、住所、生年月日、最終学歴及び職歴が記載されているものであること。
- 5 役員のうち法第22条第2項第4号イ又はロのいずれにも該当する者がいないことを証する書類については、法人の代表者がその旨について証したものであること。
- 6 一般社団法人にあつての社員の名又は名称を記載した書類については、社員（会員）の名、住所及び勤務先（法人組織の場合は、法人名、所在地及び代表者氏名）が記載されているものであること。
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類については、その業務の内容について種類ごとに具体的に記載されているものであること。
- 8 食鳥検査の業務の実施に関する計画書については、次によること。
 - (1) 食鳥検査の業務を行う時間及び休日に関する事項については、当該業務の開始及び終了時間、休日並びに当該業務時間外及び休日におい

て臨時に食鳥検査を行う場合にあっては、その場合の勤務体制について記載されていること。

- (2) 食鳥検査の業務の概要については、食鳥処理場における食鳥検査で食用としての適否の判定がつかず、当該食鳥処理場から食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を持ち出し、更に検査を行う場合の検査内容等（微生物学的検査、病理学的検査及び理化学検査）について記載されていること。
 - (3) 配置する検査員の数については、非常勤の検査員が含まれる場合は、これを常勤に換算した数を記載すること。
 - (4) 手数料の収納の方法に関する事項については、請求及び納入の方法並びにその時期について具体的に記載されていること。
 - (5) 食鳥検査の実施の方法に関する事項については、以下の事項を含め、規則第 27 条第 1 項各号に掲げる食鳥検査の方法を記載すること。
 - ア 食鳥処理の形態（法第 2 条第 5 号のイのみか又は同号のイ及びロの別）
 - イ 食鳥処理の方法（中抜処理又はそれ以外の方法）
 - ウ 一日当たりの処理羽数（概数）
 - エ 配置する検査員の数（非常勤の検査員が含まれる場合は、これを常勤に換算した数）
 - オ 同時検査の有無（法第 15 条第 5 項の規定の適用の有無）
 - カ 簡略化の有無（法第 15 条第 7 項の規定の適用の有無）
 - キ 食鳥処理衛生管理者の関与の方法及び配置数
 - (6) 食鳥検査の実施の手続に関する事項については、食鳥検査申請書の記載事項等が記載されていること。なお、食鳥検査成績書を発行する検査機関にあってはその記載事項等が記載されていること。
 - (7) 食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類の種類並びにそれらの管理に関する事項については、帳簿及び書類の名称及び記載内容並びにそれらを管理する責任者氏名、管理方法及び保存期間が記載されていること。
 - (8) 検査員の選任及び解任に関する事項については、その手続が記載されていること。
 - (9) 検査員の研修に関する事項については、研修内容、研修回数等が記載されていること。
 - (10) その他食鳥検査の業務の実施に関し必要な事項については、当該業務に関する秘密の保持に関する事項等について記載すること。
- 9 検査員の氏名及び略歴を記載した書類については、氏名、生年月日、最

終学歴及び職歴が記載されているものであること。また、検査員が規則第37条第3項に規定する要件を備えていることを証する書類については、獣医師免許証の写しとすること。

- 10 食鳥検査に用いる機器等の概要については、品名、数量、所有又は借用の別及び性能が記載されているものであること。また、食鳥検査に必要な機器等の整備が終了していない場合にあっては、年度ごとに詳細に記入された整備計画を添付すること。
- 11 その他参考となる事項を記載した書類については、以下のものとする。
 - (1) 食鳥検査施設の建物の構造(木造、プレハブ又は鉄筋造の別)、部屋の配置図及び検査機器等の配置図
 - (2) 登記事項証明書の謄本
 - (3) 定款又は寄附行為の写し

第3 指定の基準に関する事項

指定検査機関が行う食鳥検査は、都道府県知事等が行う食鳥検査と同等の信頼性を確保するため、技術の厳正性及び実施の継続性を確保するとともに、公正性を担保する必要がある。このため、法第22条第1項の指定の基準は、次によるものとする。

1 法人組織

- (1) 食鳥検査を実施する指定検査機関については、都道府県等が全額出資を行ったか又は検査の実施を目的として設立された公益財団法人又は公益社団法人が望ましいが、その他の一般財団法人又は一般社団法人であっても食鳥検査を実施する組織(例:「食鳥検査センター」)が他の業務を行う組織と明確に分離されている場合にあっては差し支えないものとする。
- (2) 食鳥検査の指定を行う都道府県等の職務経験者及び食鳥検査事業関係者の合計が、役員現在数の2分の1を上回らないこと。
- (3) 定款又は寄附行為の目的又は事業内容について、食鳥検査を行うことが明記されていない法人にあっては、指定後速やかに定款又は寄附行為に当該事項を明記すること。

2 職員

- (1) 食鳥検査に係る業務の管理及び事務を行う職員が必要数配置されていること。この場合、管理を行う職員が法人の役員であっても差し支えないものとするが、事務を行う職員は管理を行う職員とは別に配置

するものとする。

- (2) 検査員は次により配置されていること。なお、検査員の配置の適否に当たっては、食鳥検査を行う食鳥処理場の数、食鳥処理の形態、食鳥処理の方法、処理羽数等を勘案することとする。

ア 検査員の配置数が食鳥検査を適正かつ円滑に行うことが可能な数であること。

イ 検査員は食鳥検査又はと畜検査の経験が1年以上又はこれと同等以上の能力を有する者が選任されていること。

ウ 原則として専任かつ常勤であること。

3 設備

- (1) 食鳥検査に係る事務を行うために必要な事務室及び事務備品を有すること。

- (2) 食鳥処理場内で実施できない検査を行うために適当な広さの検査室及び検査機器等を有すること。なお、必要な機器としては、以下のものが考えられること。

ア 汎用機器

実験台、椅子、器具洗浄設備(流し台、給湯設備、超音波洗浄機、ピペット洗浄機等)、ドラフト洗浄機、薬品及び器具保管庫、純水製造機、冷蔵庫、冷凍庫、恒温水槽、デシケータ、化学天秤、pHメータ、光学顕微鏡、蛍光顕微鏡、実体顕微鏡、撮影装置(肉眼及び顕微鏡用)、電気泳動装置、遠心分離機、ヘマトクリット遠心機、クリーンベンチ等

イ 微生物検査用機器

ストマッカー、ホモジナイザー、ふ卵器、高圧滅菌機、乾熱滅菌機等

ウ 病理検査用機器

自動包埋機、ミクロトーム、ミクロトーム研磨機、クリオスタット、パラフィン伸展器、パラフィン水浴伸展器、パラフィン融解器、振とう器、無影灯、解剖台等

なお、(1)及び(2)について所有権を有していない場合であっても、長期的かつ安定的な使用権を有していれば差し支えないこととする。

4 経理的基礎

- (1) 予算規模が適切であること。
(2) 事業と予算のバランスがとれていること。
(3) 管理費と事業費のバランスがとれていること。
(4) 収益事業を行っている場合には、当該事業が食鳥検査に支障を及ぼ

すものでないこと。

5 技術的能力

(1) 検査員

検査員に対しては定期的な研修を実施し、特に初任者である検査員に対しては、適正な食鳥検査が行われるよう十分な研修を実施すること。

(2) 検査機器

食鳥検査に用いる検査機器については、その維持管理及び保守点検に努めること。また、前記第3の3の(2)に記した検査機器が整備されていない検査機関にあっては、年次計画を立て、漸次整備すること。

第4 役員の選任及び解任の認可申請書の整備に関する事項

- 1 登記簿の謄本を添付すること。
- 2 選任しようとする者の略歴を記載した書類については、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴が記載されているものであること。
- 3 選任しようとする者が第22条第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しないことを証する書類については、法人の代表者がその旨を証したものであること。

第5 検査員の選任及び解任の届出書の整備に関する事項

- 1 選任した検査員の略歴を記載した書類については、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴が記載されているものであること。
- 2 検査員が規則第37条第3項に規定する要件を備えていることを証する書類については、獣医師免許証の写しとすること。

第6 業務規程認可申請書の整備に関する事項

- 1 業務規程のほか、食鳥検査の業務の実施に関して細則等を定めている場合には、当該細則等が添付されているものであること。
- 2 申請者が定めている他の規程等の規定を業務規程に準用している場合には、申請者が定めている他の規程等が添付されているものであること。

第7 その他

都道府県知事等は、食鳥検査を指定した検査機関の当該食鳥検査が適正に実施され、併せて当該指定検査機関が食鳥検査を実施する食鳥処理場における構造設備の維持及び衛生的な食鳥処理が図られるよう、当該指定検査機関

と綿密な連絡をとること。